スクールカウンセラー
（ＳＣ）
ガイドライン
【改定版】

令和８年（2026 年）３月

北海道教育委員会

目　　次

１　趣旨
（１）ＳＣ導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）ＳＣ導入のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）道のこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（４）今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　ＳＣの職務内容
（１）児童生徒へのカウンセリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）保護者への助言・援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助・・・・・・・・４
（４）児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全て
の児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施・・・・・・・・・・・・・・・４
（５）いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待等を学校として認知
する場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助・・・・・・・・・・４
（６）教職員へのコンサルテーションやカウンセリング能力等の向上のための校内研
修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（７）その他・・６
３　ＳＣの効果的な活用のために
（１）ＳＳＷとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）ＳＣの配置形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）教育委員会における支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）学校における体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４　ＳＣの業務遂行に当たって配慮すべき事項
（１）守秘義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）情報共有について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（３）家庭訪問の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（４）児童虐待に係る通告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（５）ヤングケアラーへの対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

スクールカウンセラーガイドライン

１　趣旨

本ガイドラインは、スクールカウンセラー（以下、SC）が、児童生徒の不登校、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応、さらには、教育相談体制の充実のためにどのような役割を担い、どのように職務を遂行することが適切なのか、また、ＳＣの活用に当たって、市町村教育委員会の支援体制の整備や学校における体制づくりにおいて何が必要とされているのかなどを示しています。本ガイドラインを利用して、各地域や学校の実情に応じて SC を効果的に活用し、チームで対応する教育相談、生徒指導の充実を図っていくことが望まれます。

（１）ＳＣ導入の背景

複雑化、多様化する社会の中にあって、児童生徒が抱える課題も、いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待等多様化しています。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもあります。

児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたＳＣの果たす役割に大きな期待が寄せられています。

（２）ＳＣ導入のねらい

ＳＣは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められます。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の問題行動、不登校等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要です。

さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要です。

> ※　アセスメント（見立て）とは
> 解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ることです。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要です。

（３）道のこれまでの取組

北海道では、平成７年度から国の調査研究事業によりＳＣの配置を開始し、平成13年度からは国の補助事業により「スクールカウンセラー活用事業」を実施し、各市町村教育委員会及び学校からの希望に基づき、可能な限り希望のあった学校全てに定期的な配置を行っているほか、未配置校に対しても、必要に応じて、ＳＣの派遣を実施しています。

一方で、広域な本道においては、地域によってＳＣの人材確保に偏りが見られることや、他府県と比較して、特に小学校への配置が進んでいないことなどが、配置上の課題となっています。

こうした課題への対応策として、平成 27 年度から、ＳＣの都市部から地方への派遣や中学校から校区内の小学校への派遣、特定地域内の小・中学校を巡回する配置形態などを導入するほか、インターネットのテレビ会議システムを活用して学校と大学教授などの専門家とをつなぎ、人材確保が困難な地域の学校などの支援に当たる「北海道教育カウンセリングＩＣＴ活用事業」を実施してきました。また、ＳＣによるオンライン等を用いた相談支援が実施されてきたことから、令和５年度限りで「北海道教育カウンセリングＩＣＴ活用事業」を廃止し、ＳＣによるオンラインカウンセリングを含むＳＣ活用事業に移管するなどして工夫改善を進めています。

（４）今後の方向性

国の有識者会議において、「これまでの教育相談については、どちらかと言えば事後の個別事案への対応に重点が置かれていたが、今後は、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要である」と示されています。

北海道では、これまでも、子ども理解支援ツール「ほっと」を開発・活用し、児童生徒の実態をきめ細かく把握しながら、よりよい人間関係を築く力を養うなど問題行動等の未然防止に重点をおいた取組を行ったり、「中１ギャップ問題未然防止事業」や「高校生ステップアップ・プログラム」により、いじめや不登校、高校中途退学など、生徒指導上の諸課題について、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を行ったりするなどしてきました。

今後は、こうした取組に加えて、学校や教職員がＳＣやスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）といった心理や福祉の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要です。

２　ＳＣの職務内容

ＳＣは、勤務する学校等の所属長（校長）の指揮監督の下で、次のような職務を実施します。

- ○　児童生徒へのカウンセリング
- ○　保護者への援助・助言
- ○　集団に対するアセスメント
- ○　心理教育プログラム等の実施
- ○　いじめ、不登校等を学校として認知した場合の援助
- ○　自然災害、事件・事故発生時の援助
- ○　教職員へのコンサルテーション
- ○　校内研修の実施　など

（１）児童生徒へのカウンセリング

ＳＣは、学習や対人関係、家庭の問題等で悩みや不安が生じ、児童生徒が自主的に面談を希望する場合や、日常の様子から心配な児童生徒を発見した場合等において、これらの児童生徒との面談等を行います。児童生徒は、自分で気持ちを言葉でうまく表現できない場合もあることから、ＳＣは、児童生徒の心の代弁者として、面談等を通じ児童生徒が考えていること、感じていること、心の状態を把握し、支援策を立案し助言する必要があります。

また、いじめ、不登校等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合や災害等が発生した際は、児童生徒への心理的な影響が想定されることから、心の不安や悩みを抱える児童生徒に対しては、カウンセリングを行うとともに、個別の心理的課題及び健康面の課題に関し、その状況、要因を把握するため授業観察等を行います。これらを通じて、児童生徒の不安や悩みの状況、要因を把握（アセスメント）し、適切な配慮や支援方針及び支援方法を立案し、ケース会議等において報告する必要があります。

（具体例）

・相談室での相談活動
・休み時間など日常的な場面での声かけや相談活動
（※個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
・電話等による相談活動
（※児童生徒への連絡は、担任や教育相談担当と相談した上で行い、学校の固定電話等で行います。職務上、ＳＣ個人の携帯電話や個人アドレスを使った電子メール等による児童生徒とのやりとりは行いません。）

（２）保護者への助言・援助

ＳＣは、児童生徒への支援のため児童生徒に関する悩みや不安を抱える保護者との面談も行います。面談を通じて、児童生徒に対する理解と対応の仕方を保護者に対して助言する必要があります。

また、いじめや不登校等の事案への支援・対応については、保護者の協力が欠かせないことから、ＳＣが保護者と面談し、児童生徒の状況や保護者の希望等を聞き取りながら、本人の状況も踏まえ課題解決に向けた助言・援助を行うことが必要です。

なお、保護者との相談では、児童生徒に関する内容から大きく離れてしまうことがありますが、その場合は、「児童生徒のこと」を相談する場であることを説明し、保護者自身の課題は別の相談機関に相談することを助言する等、適切に対応することが必要です。

（具体例）

・来校した保護者への相談活動
・電話等による相談活動
（※保護者への連絡は、担任や教育相談担当教員と相談した上で行い、学校の固定電話等で行います。職務上、ＳＣ個人の携帯電話や個人アドレスを使った電子メール等による保護者とのやりとりは行いません。）
・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

（３）児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助

ＳＣは、学級や学校全体における課題把握のため、必要に応じ授業観察や学校行事への参加、休憩時間や給食時間に児童生徒と一緒に過ごす（給食を一緒に食べる）といった活動、及び集団の状況が把握できる種々の調査法の活用等を通じ、個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態等のアセスメントを行います。その結果に基づき、当該集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を行うことが必要です。

また、学級環境の調整を支援したり、学校の状況に応じて児童生徒に対し人間関係を構築するための社会的スキルを育てる心理教育プログラムを実施したりする必要があります。さらに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりについて、学校に対して提案・助言を行う役割も期待されます。

個々の児童生徒本人のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、地域の関係者など身近な支援者のアセスメントや児童生徒と支援者との関係性などを多面的・多層的に見立て、学校アセスメントを通じてニーズを把握し、学級や学校集団に対する援助を行うことが重要です。

（具体例）

- 児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関する、心理テスト、面接及び授業観察等による見立て、及び学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
- 学級や学校全体における課題把握を目的とした、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間など児童生徒と一緒に過ごす機会における、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況等の見立て、及び学校に対する適切な配慮や支援方法についての助言・援助

※　個別の知能や発達に関する専門的な心理検査を実施する際には、児童生徒本人及びその保護者の了解が必要となることや医学的診断はできないことに留意します。

（４）児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

ＳＣは、児童生徒の心の健康促進のために、予防的な取組や活動を、教員と積極的に協働して行うことが望まれます。

（具体例）

- 事件、事故や自然災害の発生後等の緊急時における、全ての児童生徒や教職員等の学校全体を対象とした、ストレス対処やリラクセーションのプログラムの実施
- 全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、集団に必要な取組や支援策の立案、及び教職員に対する助言・援助

（５）いじめや暴力行為等問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待等を学校として認知する場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

いじめ、不登校等を学校として認知した場合やその疑いが生じた場合、また、災害等が発生した場合は、速やかにケース会議を開催し、その支援策を検討します。支援策を検討する際は、何を目標とし、誰が中心となり、どのように対応するのか

について必ず明確にすることが必要です。検討の結果に基づき、ＳＣは次のような個別対応を行うことが重要です。

○　児童生徒への援助、保護者への助言・援助
　　カウンセリング、アセスメント、ケース会議での報告　など
○　教職員や組織に対するコンサルテーション
　　ケース会議等への出席、ストレス対処法についての助言　など
○　事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
　　ケース会議開催の促し、心理的観点からの支援策立案　など

（具体例）

・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒に対するカウンセリングだけでなく周囲の児童生徒に対しても面談を行うなどの、いじめの解消や再発防止の支援
・いじめ防止対策推進法第 22 条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員としての同法に基づく対応の支援
・問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施
・児童虐待の事案において、学校に児童相談所や警察を紹介し、より専門的な援助を受けた方がいい事例の見立てや連携の仕方を助言し、学校全体でも、児童相談所と積極的な連携ができるよう支援
・ヤングケアラーとして支援が必要な状況が疑われる場合、ケース会議等で情報共有し、児童生徒が置かれている状況についてのアセスメントや当該児童生徒に対するカウンセリング等の実施

（６）教職員へのコンサルテーションやカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

ＳＣは、個々の児童生徒の状態に応じた適切な対処に関する教職員への助言・援助や、学校内で定期的に開催されるスクリーニング会議、ケース会議等に出席し、カウンセリング等から得た情報の報告及び心理的視点からの助言・援助を行うことが必要です。また、日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し心理面の問題に対処できるよう、学校経営方針に基づき教職員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行うことが必要です。

（具体例）

・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
・児童生徒への心理教育的活動の実施に関しての助言・援助（プログラムコンサルテーション）
・ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

※　スクリーニング会議とは
　早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議であり、既存の校内組織を活用するなどして、定期的に開催することが必要です。

※　ケース会議とは
　事例検討会やケースカンファレンスとも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法です。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにはなりません。
　ケース会議では、ＳＣは話合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、教員が積極的に発言し、課題や解決策を発見していくプロセスを援助することが重要です。

○　教職員に対する助言はＳＣにとって非常に重要な仕事です。そのため、ＳＣが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が重要です。

（７）その他

ＳＣによる相談活動等は、学校教育の一環として行われるものです。したがって、ＳＣが個人でケースを抱えることは絶対に避け、教職員の指導に資するよう適切に相談結果等をフィードバックします。

また、ＳＣが関係機関との連携の必要性があると判断した場合でも、ＳＣの自己判断では連絡せず、必ず、校長の許可を得て、学校判断で行います。学校の指導・支援方針に沿って適切に連携を図ります。

また、相談記録等の個人情報の保管・管理については、学校の規定に従い厳重に管理するとともに、原則として、学校外に持ち出すことはできません。やむを得ず学校外で記録等を作成する必要が生じた際は、校長の許可を得るとともに、個人名などを空欄にするなど、個人が特定されないように配慮することが必須となります。

３　ＳＣの効果的な活用のために

（１）ＳＳＷとの連携

ＳＣは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、ＳＳＷは、法律や制度を活用して、児童生徒と取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがあります。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要です。

例えば、児童虐待の事案においては、養護教諭が定期的にカウンセリングを行っている児童から、虐待の訴えがあった際、学校は、教育委員会に SSW の派遣依頼を行い、SSW と対応を検討した結果、SC とのカウンセリングが有効であると考

え、SC との定期的なカウンセリングを行うなど、学校と連携することが考えられます。

また、子どもとのカウンセリングや保護者との面接で、貧困の問題が関わる場合、SSW と連携することが必要です。

例えば、SC と継続的にカウンセリングを行っていた保護者との面談において、進路に関わる子どもの願いを叶えたいとの保護者の思いを聞き、SC から SSW 派遣が提案され、SSW が母親の進学のための市役所や社会福祉協議会への手続などを支援するなどの連携が考えられます。

（２）ＳＣの配置形態

ＳＣは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する必要があり、北海道では、各市町村教育委員会や学校の希望等に基づき、次のような形態により配置を行っています。

① 単独校配置：ＳＣが配置された学校のみを担当するもの

② 拠点校配置：主に中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校や近隣の中学校を派遣校として併せて担当するもの

③ 巡回配置：市町村単位で対象校を複数設定し、ＳＣの配置校を固定せず、必要の都度、対象校を巡回するもの

各配置校の勤務時間等については、学校規模や配置希望などを踏まえて予算を措置しており、１日当たりの勤務時間は、各学校長が定めることとなります。

また、ＳＣが定期的に配置されない学校に対しては、災害や事故等のため、緊急に児童生徒の心のケア等が必要となった場合や、校内研修会や児童生徒・保護者等を対象とした授業・講演などをＳＣの協力により実施する場合には、各市町村教育委員会や学校の希望等に基づき、随時派遣することとしています。

（３）教育委員会における支援体制

ＳＣの活用に当たっての、北海道教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担は概ね次のとおりです。

○ 北海道教育委員会：北海道内のＳＣ関連事業の企画・事業進捗管理、諸情報の提供、市町村教育委員会・（道立）学校への支援（設置者として）

○ 市町村教育委員会：具体的事業計画の策定・実施、進捗管理、（市町村立）学校への支援（設置者として）

○ 学校（市町村立・道立とも）：ＳＣを活用した学校体制整備、ＳＣに対する理解の促進

（イメージ図）

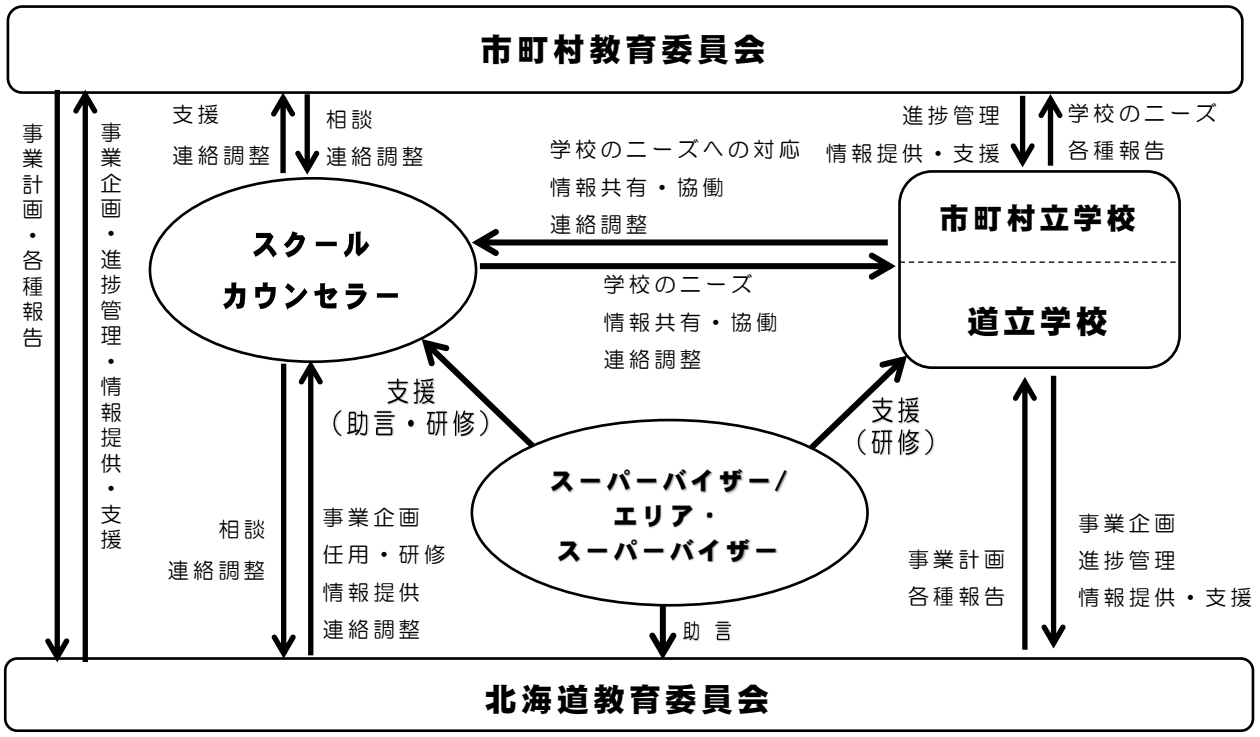

① ＳＣの役割等の周知

北海道教育委員会では、ＳＣの職務内容や効果的な活用方法等について、本ガイドラインを策定して、公表しています。また、道の知事部局及び関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど、必要に応じて、学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援します。

② スーパービジョン体制の整備

北海道教育委員会では、ＳＣに対して指導助言を行うため、スーパーバイザー及び各教育局にエリア・スーパーバイザーを配置し、派遣の要請に基づき、スーパーバイザー及びエリア・スーパーバイザーを派遣できるようにしています。

スーパーバイザー及びエリア・スーパーバイザーは、児童生徒の心理等に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、ＳＣへの指導助言が可能な者を任命しており、市町村教育委員会や学校からの要請を受けて、ＳＣに指導助言、研修を行うほか、必要な場合は教職員等への研修を実施します。

なお、スーパーバイザー及びエリア・スーパーバイザーによる SC への指導助言については、次の事案を対象とする。

○ 児童生徒の生命・心身に重大な危険がある緊急度の高い事案

○ 複雑で対応が困難な事案

※一般的な事案は指導助言の対象外とする。

※上記の対象事案に係る指導助言の実施時間については、１時間程度以上を目安とする。

③　緊急支援が必要な場合の対応について

教育委員会は、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子どもの貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故発生時など、学校だけでは対応が困難な事態となった場合にどのように支援を行うか、予め明確にしておく必要があります。北海道教育委員会では、各教育局等において相談に応じるほか、必要に応じて、ＳＣやＳＳＷ、北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームなどの外部専門家を派遣するなどの支援を行います。

④　ＳＣの研修の在り方について

ＳＣは、様々な事案に対して的確に対応していくために、各種研修会等への参加など、常にその資質・能力の向上を目指す必要があります。

また、関係団体等が主催する研修会や研究大会などについても、北海道教育委員会が後援するものについては、各学校等を通じて案内をしてるので、様々な機会を利用し、研鑽に努める必要があります。

⑤　関係機関との連携

児童生徒との支援に当たっては、関係機関との連携が必要になる場合があります。そのため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要であることから、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解しておくことが必要です。

主な関係機関は次のとおりです。

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス事業所（放課後デイサービス等）、発達障害者支援センター　等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院　等
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア　等
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室）、教育センター、教育相談室、民間教育団体・民間教育施設、転出入元・先の学校　等
団体	臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会、弁護士会　等
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援担当者、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、学校ボランティア、近隣の小・中学校・特別支援学校　等

⑥　連絡会議の開催

北海道教育委員会では、全道、地区別の連絡協議会を例年開催するなどし、最

新の情報提供を行うほか、ＳＣ同士や教育相談担当者等との研究協議や情報交換を通じて、カウンセリング技術等の向上や教育相談担当者間の連携強化を図っています。

なお、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援のため、市町村内の児童生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図ることを目的に、学校関係者、ＳＣ、ＳＳＷ、福祉部署関係者を対象とした連絡会議等を開催することが望まれます。

（４）学校における体制づくり

①　校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。また、このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談担当者、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要です。

ア　教職員全体の共通理解

児童生徒の問題行動、不登校等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものです。児童生徒への対応をＳＣに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになります。そのため、本ガイドラインを基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談等の担当教員及び学年の教員等が組織的に児童生徒への対応・支援に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要です。

イ　教育相談担当者となる教員の位置付けと役割

教育相談担当者は、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められます。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付け、校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要です。

教育相談担当者の担う主な職務内容として次のような内容が考えられます。

１	ＳＣ、ＳＳＷの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にＳＣ、ＳＳＷの周知を図り、相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談担当者が積極的にアプローチしていくことも重要です。
２	気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催	各教職員が気になる事例を挙げられるよう工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、ＳＣ、ＳＳＷなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性を決定します。
３	ＳＣ、ＳＳＷとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、ＳＣ、ＳＳＷも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整します。ＳＣ、ＳＳＷ

		双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行います。
４	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、ＳＣ、ＳＳＷの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案します。
５	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握します。
６	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行います。
７	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画します。
８	校内研修の実施	ＳＣ、ＳＳＷの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員に共通理解できるようにします。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要です。

ウ　校内体制におけるＳＣの位置付け

ＳＣが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的に開催して出席を要請し、ＳＣが助言及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図られるようにします。

エ　緊急支援が必要な場合の対応

突発的な事件・事故・自然災害等への対応において、児童生徒の不安が高まったり、ＡＳＤ（急性ストレス障害）が起こったり、ＰＴＳＤ（心的外傷性ストレス障害）が起きることが予想されることから、ＳＣも加わり支援を行うことを検討する必要があります。

さらに、当該学校担当のＳＣだけでは対応できない場合は、児童生徒の心の安定を図るため、速やかに設置者である教育委員会に相談等を行い、必要に応じて緊急支援として他のＳＣ等の派遣を要請することが必要です。

オ　活動環境の整備

ａ　教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談できるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要です。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設ける等の配慮が必要です。

ｂ　教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすることなどのプライバシー保護が必要です。

また、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する必要があります。また、児童生徒がＳＣに相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要です。

カ　学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において切れ目のない支援を行うことが重要であることから、学校種間において情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要があります。また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要です。

また、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められます。そのためには、同一のＳＣを異なる学校や学校種に配置することも有効です。

情報提供に関しては、個人情報の保護に関する条例を遵守し、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応します。

キ　保護者等への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域の相談機関等に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要です。

②　生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事（又は生徒指導主担当者）は、ＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を設けることが望ましく、気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有する必要があります。

③　養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は、健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにします。また、養護教諭や学校医等が気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが必要です。

④　教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣと、その児童生徒の担任や関係教職員とが情報交換を行えるようにします。また、教職員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが必要です。

４　ＳＣの業務遂行に当たって配慮すべき事項

（１）守秘義務について

北海道教育委員会で任用するＳＣには、次のとおり守秘義務が課せられています。

○　スクールカウンセラー活用事業実施要綱
　第８条（守秘義務）
　スクールカウンセラーは、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。スクールカウンセラーでなくなった後においても、同様とする。
　ただし、児童生徒の抱える問題への支援のため、スクールカウンセラーが学校組織で共有すべき必要があると判断した情報については、当該学校長等に報告するものとする。その場合、当該学校長等は、学校等の組織全体で情報を管理する、集団的守秘義務の責任を負うものとし、児童生徒の支援の妨げとならないよう、その情報の取扱に注意する。

ＳＣが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、ＳＣから学校に報告する体制を整備する必要があります。

（２）情報共有について

ＳＣは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要があります。ただし、ＳＣは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意します。

（３）家庭訪問の方法について

ＳＣの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常、家庭訪問は実施しません。ただし、不登校傾向にある児童生徒への対応など、家庭訪問の実施が必要と考えられる場合には、校長の許可を得て、保護者の同意のもとで行います。また、家庭訪問の際は、担任等が同行し、原則として単独では行いません。

（４）児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に児童虐待の疑いがあると思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じます。

（５）ヤングケアラーへの対応

カウンセリングでの児童生徒の発言から、問題の背景にヤングケアラーとして支援が必要な家庭環境であることが疑われるケースもあります。ヤングケアラーの支援については、市町村の児童福祉担当窓口等、関係機関と連携した支援体制の構築が必要であることから、「４（１）守秘義務について」に留意し、当該学校長等に報告するとともに、児童生徒のアセスメントやカウンセリング等の支援を行います。